

第7回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成27年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

栃木県教育会館 大ホール
栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
（裏表紙のご案内図をご覧ください。）

株式会社 足利ホールディングス

証券コード：7167

目 次

第7回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	
1. 当社の現況に関する事項	4
2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項	15
3. 社外役員に関する事項	18
4. 当社の株式に関する事項	20
5. 当社の新株予約権等に関する事項	21
6. 会計監査人に関する事項	22
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	23
8. 業務の適正を確保する体制	23
9. 会計参与に関する事項	26
10. その他	26
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33
株主総会参考書類	36
議 案 取締役8名選任の件	36
インターネット等による議決権行使のご案内	42

平成27年6月3日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

株式会社 足利ホールディングス

取締役兼代表執行役社長 松下 正直

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
栃木県教育会館 大ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第7期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 議 案 取締役8名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、42頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書及び代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(5) インターネット開示事項について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/inc/generalmeeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以 上

-
- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ▶ 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
 - ▶ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.ashikaga-hd.co.jp/shareholder/inc/generalmeeting/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

第7期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当社グループは、銀行持株会社である当社及び株式会社足利銀行をはじめとする連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響が見られたものの、設備投資や公共投資が堅調なこと等もあり、緩やかな回復基調が続きました。栃木県経済におきましては、生産活動が緩やかに持ち直したほか、設備投資も底堅く推移しましたが、個人消費が力強さに欠ける等、回復テンポの鈍化が見られました。

金融情勢につきましては、平成26年10月に日本銀行の追加金融緩和もあり、10年物国債利回りが一時的に0.2%の水準まで低下しましたが、その後はやや上昇し期末には0.4%台となりました。また、為替相場は対米ドルで1ドル120円の水準まで円安が進行しました。株式相場は日経平均が期初1万4千円台から、期末には1万9千円台に上昇しました。

(企業集団の事業の経過及び成果)

このような環境のもと、当社グループでは、平成25年4月よりスタートした中期経営計画「チャレンジ120～創業120年に向けた果敢なる挑戦～」に基づき、主として株式会社足利銀行を通じた地域における円滑な金融仲介機能の発揮や、お客さまのニーズに応じた金融サービスの提供に努めてまいりました。

法人分野におきましては、お取引先との接点を強化するとともに、シンジケートローンや私募債、ABL（動産担保融資）等の融資手法の活用もあわせ、円滑な資金供給に積極的に取り組みました。創業・ベンチャー企業の支援に関しては、国が行う創業補助金に関して、認定支援機関としての支援協力に取り組みましたほか、「あしぎんニュービジネス支援資金」の取扱いを開始いたしました。医療・介護分野に関しては、セミナーの開催や「メディカルレポート」の作成等を通じてお取引先への情報提供に努めましたほか、株式会社地域経済活性化支援機構による「地域ヘルスケア産業支援ファンド」への出資等を行いました。食と農分野に関しては、「とちまる6次産業化成長応援ファンド」による出資を2件決定いたしました。また、お取引先の販路拡大に向けた支援に関しては、「ものづくり企業展示・商談会2014」や「とちぎ食の展示・商談会2015」等を開催し、ビジネスマッチング機会の提供に努めました。海外進出支援に関しては、海外ビジネスセミナーの開催、独立行政法人日本貿易保険との業務提携による貿易保険の紹介や取次ぎを開始したほか、「第1回ものづくり商談会@バンコク2014」等の海外商談会への参加を通じて、海外ビジネスマッチング支援を行いました。

個人分野におきましては、お客さまのライフイベントに応じた商品・サービスの充実に取り組みました。具体的には、投資信託や保険商品の拡充、少額投資非課税制度（NISA）口座の獲得並びに利用促進に向けた取組みを行いましたほか、相続セミナーを開催いたしました。個人ローンに関しては、住宅ローン・アパートローンを推進するとともに、女性のためのフリーローン「ふるり」や、WEBで申込みから契約まで完結するフリーローン「ウェブロ」を新たに導入する等、無担保ローン商品の充実をはかりました。

店舗チャンネルにつきましては、11月に小山南支店並びに小山ローンセンターを新築移転いたしました。また、ATMの利便性向上のため、株式会社群馬銀行・株式会社常陽銀行との間で、他行ATM利用手数料を相互に無料化する提携を行いました。

こうした取組みの結果、当期における当社グループの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当社連結の経常収益は、有価証券利息配当金の増加や、投資信託販売等による役務取引等収益の増加があったものの、金利低下による貸出金利息の減少のほか、国債等債券売却益と株式売却益の減少等により、前年度比113億45百万円減少の967億23百万円となりました。一方で、経常費用は、国債等債券売却損や営業経費が減少したほか、与信関係費用が減少したこと等により、前年度比41億38百万円減少の756億58百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比72億7百万円減少の210億64百万円、当期純利益は前年度比72億38百万円減少の170億76百万円となりました。

当社連結財政状態につきましては、総資産が前年度末比2,518億円増加の5兆8,642億円、負債が前年度末比2,058億円増加の5兆5,771億円となりました。このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、住宅ローンや地域の中小企業を中心とした事業性融資への積極的な取組み等により、前年度末比1,923億円増加の4兆1,504億円となりました。有価証券は、市場動向を踏まえた適切な運用に努めた結果、前年度末比314億円増加の1兆2,079億円となりました。預金は個人預金、法人預金ともに増加し、前年度末比1,279億円増加の5兆711億円となりましたほか、譲渡性預金についても前年度末比263億円増加の1,973億円となりました。

純資産は、その他有価証券評価差額金の増加や当期純利益の計上等により、前年度末比459億円増加の2,871億円となりました。

主要な子会社である株式会社足利銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

コア業務純益につきましては、有価証券利息配当金の増加や投資信託の販売手数料の増加等により、資金利益及び役務取引等利益ともに増加したほか、経費が減少したこともあり、前年度比24億円増加の320億円となりました。

与信関係費用は前年度比47億円減少の26億円となりましたが、株式等損益については、前年に多額の株式売却を行った反動もあり、前年度比127億円減少の△4億円となりました。この結果、経常利益は前年度比56億円減少の297億円となりました。また、当期純利益については、税金費用が前年度比71億円増加したことから、前年度比123億円減少の197億円になりました。

【株式会社足利銀行（単体）の業績及び主要勘定残高】

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	増 減
コ ア 業 務 純 益	296	320	+24
与 信 関 係 費 用	74	26	△47
株 式 等 損 益	123	△4	△127
経 常 利 益	354	297	△56
当 期 純 利 益	321	197	△123
預 金 ・ 譲 渡 性 預 金	51,839	53,377	+1,538
貸 出 金	40,073	41,894	+1,821
有 価 証 券	12,054	12,368	+314

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（対処すべき課題）

景気は緩やかに回復しておりますが、地域経済は、少子高齢化の進展や人口減少、産業の空洞化といった構造的な問題を抱えており、地域金融機関である当社グループとしては、地域金融の一層の円滑化等を通じて、地域経済の発展に貢献することが重要な課題であると認識しております。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定を踏まえ、地域金融機関には「地方創生」に向けた積極的な関与・機能発揮も期待されております。

このような認識のもと、当社グループは、中期経営計画「チャレンジ120」に基づき、「お客さまから支持され、頼りにされる銀行」「便利で安心して利用できる銀行」「地域の発展に寄与し、ともに成長する銀行」を目指す姿とし、地域と共に生き、地域の豊かさの創造に寄与し続けるという使命を全うしてまいります。あわせて、中期経営目標として掲げた「地域へのコミットメントを通じた収益力向上の実現」を目指し、サービスの付加価値力向上・銀行力向上・人材力向上に取り組んでまいります。

サービスの付加価値力向上につきましては、お客さまのあらゆるニーズや課題を、丸ごと共有・サポートすることにより、なくてはならないパートナーとしての役割発揮に努めてまいります。銀行力向上につきましては、銀行業として持つべき経営管理、リスク管理、企画、市場運用、効率的な業務オペレーション等の態勢強化に努めてまいります。人材力向上につきましては、活力ある組織の創造と、お客さまを丸ごとサポートできる人材の育成に努めてまいります。

「地方創生」に関しましては、金融面のほか、コンサルティングやシンクタンクなど、当社グループの持つ機能・ノウハウを最大限に発揮し、積極的な推進・支援に取り組んでまいります。

また、改正会社法の施行や、コーポレートガバナンス・コードの制定が予定されていることを踏まえ、当社グループにおける経営管理態勢のさらなる強化、向上に努めてまいります。

本年10月1日に、株式会社足利銀行は創業120周年を迎えますが、これもひとえに、株主の皆さま並びに地域の皆さまのご支援の賜物と心より感謝申し上げます。引き続き皆さまのご期待にお応えできるよう、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連 結 経 常 収 益	1,012	983	1,080	967
連 結 経 常 利 益	172	186	282	210
連 結 当 期 純 利 益	171	154	243	170
連 結 包 括 利 益	231	282	226	439
連 結 純 資 産 額	2,567	2,793	2,411	2,871
連 結 総 資 産	53,537	54,341	56,123	58,642

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営 業 収 益	107	154	154	154
受 取 配 当 額	100	147	147	147
銀 行 業 を 営 む 子 会 社	100	147	147	147
そ の 他 の 子 会 社	—	—	—	—
当 期 純 利 益	67	114	121	169
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4円17銭	21円45銭	27円38銭	51円00銭
総 資 産	2,927	2,985	3,005	3,044
銀行業を営む子会社株式等	2,800	2,800	2,800	2,800
そ の 他 の 子 会 社 株 式 等	—	—	—	—

- (注) 1. 当社は平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。このため、平成23年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	その他の事業	銀 行 業	その他の事業
使 用 人 数	2,893人	51人	2,964人	46人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社足利銀行（銀行業務）

	当 年 度 末	前 年 度 末
栃 木 県	店 うち出張所 112 (42)	店 うち出張所 112 (43)
群 馬 県	15 (5)	15 (5)
茨 城 県	8 (2)	8 (2)
埼 玉 県	16 (1)	16 (1)
東 京 都	1 (ー)	1 (ー)
福 島 県	1 (ー)	1 (ー)
合 計	153 (50)	153 (51)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を201か所（前年度末200か所）設置しております。

当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
小山南支店	小山市東城南4－6－10

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗外現金自動設備を1か所新設しております。
2. 小山南支店は、小山南出張所（リテールセンター）を移転し、名称変更のうえ新たにオープンいたしました。

株式会社足利銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

株式会社足利銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

足利信用保証株式会社（信用保証業務）

本社（宇都宮市）

□ その他の事業

株式会社あしぎん総合研究所

本社（宇都宮市）

株式会社あしぎんカード

本社（宇都宮市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	その他の事業	合 計
設 備 投 資 の 総 額	3,270	8	3,279

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	株式会社足利銀行	ソフトウェア	658
銀 行 業	株式会社足利銀行	自動機（ATM）の新設・更改	342
銀 行 業	株式会社足利銀行	OAシステム更改	299
銀 行 業	株式会社足利銀行	事務機器の新設・更改	152
銀 行 業	株式会社足利銀行	本部空調設備更改工事	134
銀 行 業	株式会社足利銀行	為替OCRシステム更改	118

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市 桜四丁目1番 25号	銀行業務	明治28年 9月25日	百万円 135,000	% 100.00	
足利信用保証株式 会社	栃木県宇都宮市 桜四丁目1番 25号	信用保証業務	昭和53年 12月21日	50	(100.00)	
株式会社あしぎん 総合研究所	栃木県宇都宮市 鶴田一丁目7番 5号	調査、コンサルティング、 ソフトウェア開発 業務	平成21年 4月7日	70	(100.00)	
株式会社あしぎん カード	栃木県宇都宮市 鶴田一丁目7番 5号	クレジットカード業務	昭和57年 3月25日	30	(100.00)	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 議決権比率欄の（ ）は、間接議決権比率であります。

重要な業務提携の概況

(銀行業)

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社足利銀行、株式会社栃木銀行、栃木県内6信用金庫、栃木県内2信用組合、中央労働金庫、栃木県内10農業協同組合との提携により、栃木ネット資金サービス（略称T-NET）の相互利用による代金回収サービスの提供を行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備等による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
- ⑥ 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑦ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社足利銀行	40,000百万円	一千株	—%
第一生命保険株式会社	30,000百万円	11千株	0.00%
日本生命保険相互会社	15,000百万円	5,000千株	1.50%
株式会社あおぞら銀行	15,000百万円	一千株	—%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,000百万円	19,000千株	5.70%
大同生命保険株式会社	5,000百万円	一千株	—%

- (注) 1. 借入金残高は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現状に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
藤 澤 智	取締役兼代表執行役会長		
松 下 正 直	取締役兼代表執行役社長 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取	
小 野 訓 啓	取締役 監査委員	株式会社足利銀行 取締役	
小 又 正 高	取締役	株式会社足利銀行 取締役	
高 木 新二郎	取締役（社外取締役） 指名委員、報酬委員	高木法律事務所 所長 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役）	
甲 良 好 夫	取締役（社外取締役） 監査委員（委員長）	公認会計士甲良好夫事務所 所長 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役）	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものです。
板 橋 敏 雄	取締役（社外取締役） 報酬委員、監査委員	株式会社板通 名誉会長 柏ハウジング有限会社 代表取締役 わたらせテレビ株式会社 代表取締役社長 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役）	
福 井 祥 二	取締役（社外取締役） 指名委員、報酬委員	野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 取締役 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役）	

(注) 社外取締役である高木新二郎、甲良好夫、板橋敏雄の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

執行役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
藤 澤 智	取締役兼代表執行役会長		
松 下 正 直	取締役兼代表執行役社長	株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取	
加 藤 潔	執行役経営企画部長	株式会社足利銀行 常務執行役	
清 水 和 幸	執行役経営管理部長	株式会社足利銀行 執行役	
杉 山 充 男	執行役監査部長	株式会社足利銀行 執行役	

(注) 平成27年3月31日をもって、加藤潔、杉山充男は、執行役を辞任いたしました。なお当該執行役の地位及び担当は、辞任時のものであります。

(ご参考) 平成27年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職
藤 澤 智	取締役兼代表執行役会長	
松 下 正 直	取締役兼代表執行役社長	株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取
堀 江 裕	執行役経営管理部長	株式会社足利銀行 専務執行役
清 水 和 幸	執行役経営企画部長	株式会社足利銀行 常務執行役
齊 藤 秀 雄	執行役監査部長	株式会社足利銀行 執行役

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	5人	60 (うち報酬以外の金額 19)
執 行 役	6人	164 (うち報酬以外の金額 52)
計	11人	225 (うち報酬以外の金額 71)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. () は報酬以外の金額について内書きしております。
3. 執行役の支給人数には、平成26年3月31日に辞任した1名が含まれております。
4. 取締役の報酬等には、当期の役員賞与引当金繰入額7百万円及び役員退職慰労引当金繰入額12百万円が、執行役の報酬等には、当期の役員賞与引当金繰入額22百万円、役員退職慰労引当金繰入額29百万円及び社宅料0.5百万円が含まれております。
5. 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は次のとおりであります。

退職慰労金	取締役一百万円、執行役24百万円
役員賞与金	取締役4百万円、執行役37百万円

取締役及び執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針

当社は委員会設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則り報酬額を決定しております。

<報酬体系>

- ①当社の取締役及び執行役が受ける報酬については、職責に応じた確定金額報酬のほか、必要に応じ、当社の企業価値を増大させることを目的として、業績連動型の報酬、新株予約権などの不確定金額報酬、非金銭報酬の支給を行うことがあります。
なお、それぞれの退任時には「役員退職慰労金規定」に基づき、退職慰労金を支給できるものとし、経済環境その他状況に応じて対応していくこととしております。
- ②社外取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であることに鑑み、確定金額報酬を基本として支給するものといたします。
- ③取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給いたします。
- ④当社と子会社である株式会社足利銀行とを兼務する取締役及び執行役の報酬の支給にあたっては、当該兼務により各人が受ける報酬の全額を当社から支払うことといたします。

<取締役の報酬>

- ①確定金額報酬の支給水準については、取締役の職務である監督機能を発揮する観点から、職責の内容及び当社の現況に応じて相当と思われる程度といたします。
- ②業績連動型報酬については、年1回、事業年度終了後、当社の業績及び職務遂行状況に応じて支給いたします。
- ③その他不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度といたします。
- ④社宅については、業務上の必要性等がある場合に相当の範囲内で提供、支給いたします。

<執行役の報酬>

- ①確定金額報酬の支給水準については、その役位、職責の内容ならびに当社の現況に応じて相当と思われる程度といたします。
- ②業績連動型報酬については、年1回、事業年度終了後、当社の業績及び個人別の担当部門の業績に応じて支給いたします。
- ③その他不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度といたします。
- ④社宅については、業務上の必要性等がある場合に相当の範囲内で提供、支給いたします。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
高 木 新二郎	高木法律事務所 所長 弁護士 株式会社足利銀行 取締役 (社外取締役)
甲 良 好 夫	公認会計士甲良好夫事務所 所長 公認会計士 株式会社足利銀行 取締役 (社外取締役)
板 橋 敏 雄	株式会社板通 名誉会長 柏ハウジング有限会社 代表取締役 わたらせテレビ株式会社 代表取締役社長 株式会社足利銀行 取締役 (社外取締役)
福 井 祥 二	野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 取締役 株式会社足利銀行 取締役 (社外取締役) 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社は、当社の大株主であります。

- (注) 1. 株式会社足利銀行は、当社の子会社であります。
 2. 上記の他、重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
 3. 上記4氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
高 木 新二郎	6年9ヶ月	当期開催の取締役会14回のうち13回出席し、また指名委員会2回、報酬委員会4回すべてに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
甲 良 好 夫	6年9ヶ月	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査委員会14回すべてに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
板 橋 敏 雄	4年9ヶ月	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査委員会14回のうち13回出席し、報酬委員会4回すべてに出席しております。	豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
福 井 祥 二	1年6ヶ月	当期開催の取締役会14回すべてに、また指名委員会2回、報酬委員会4回すべてに出席しております。	豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
高 木 新二郎	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うについて善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
甲 良 好 夫	
板 橋 敏 雄	
福 井 祥 二	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	19 (うち報酬以外の金額 4)	— (うち報酬以外の金額 一)

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. () は報酬以外の金額について内書きしております。
3. 報酬額の合計には、当社からの報酬等について当期の役員退職慰労引当金繰入額 4 百万円が含まれております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	990,000千株
発行済株式の総数	普通株式	333,250千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	9,286名
------	--------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	122,900千株	36.87%
オリックス株式会社	40,000千株	12.00%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	19,000千株	5.70%
三井住友海上火災保険株式会社	15,000千株	4.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,723千株	3.21%
ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合	10,000千株	3.00%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	9,844千株	2.95%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,861千株	2.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,713千株	2.01%
日本生命保険相互会社	5,000千株	1.50%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役 (社外役員を除く)	発行決議の日 平成21年1月27日臨時株主総会 平成21年2月25日取締役会 新株予約権の割当日 : 平成21年3月2日 新株予約権の数 : 520個 目的となる株式の種類 : 普通株式 目的となる株式の数 : 52,000株 権利行使時の払込金額 : 1株あたり550円 権利行使期間 : 平成23年3月1日から平成30年12月31日まで 権利行使の条件 : 新株予約権者は権利行使時において当社取締役・執行役の地位を要す。ただし、権利行使期間の開始日前に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が証券取引所に上場後6カ月を経過した日のいずれも到来した日から1年間に限り権利を行使できる。また、権利行使期間の開始日後に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、退任後1年間に限り権利を行使できる。	7人
取締役及び執行役 (社外役員を除く)	発行決議の日 平成21年1月27日臨時株主総会 平成21年11月13日取締役会 平成21年12月25日取締役会 新株予約権の割当日 : 平成22年1月4日 新株予約権の数 : 520個 目的となる株式の種類 : 普通株式 目的となる株式の数 : 52,000株 権利行使時の払込金額 : 1株あたり550円 権利行使期間 : 平成24年1月1日から平成30年12月31日まで 権利行使の条件 : 新株予約権者は権利行使時において当社取締役・執行役の地位を要す。ただし、権利行使期間の開始日前に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が証券取引所に上場後6カ月を経過した日のいずれも到来した日から1年間に限り権利を行使できる。また、権利行使期間の開始日後に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、退任後1年間に限り権利を行使できる。	7人
社外取締役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 松 崎 雅 則 指定有限責任社員 松 浦 竜 人	23	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 —

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人に、当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は120百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと認められる場合、その他会計監査人として相応しくないと判断した場合において、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

□ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とする旨を定款に定めております。

当社は、傘下の銀行等グループ企業の公共性に鑑み、健全経営を確保するため、内部留保の充実をはかりながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

自己株式の取得については、適切な資本政策の運営を実現するため、十分な自己資本の確保に努めつつ対応してまいります。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当社は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①当社グループは、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社グループのコンプライアンス基本方針を定め、役職員はこれを遵守する。
- ②法令等遵守の統括部署を設置し、法令等遵守態勢の整備・確立をはかる。
- ③取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行う。

④法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処する。

役職員は、これらの行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会またはコンプライアンス統括部署に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

①執行役に対し職務の遂行に係る文書の保存義務を課すとともに、適切な文書管理体制の整備をはかる。

②監査委員会または監査委員会が指定する委員は、執行役の職務の遂行に係る文書をいつでも閲覧することができることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

①リスク管理態勢の整備・確立をはかるべく、当社グループのリスク管理の基本方針を定めるとともにリスク管理の統括部署を設置し、適切なリスク管理を行う。

②取締役会及び監査委員会は、リスク管理統括部署等に対し、定期的にリスクの状況に関する報告を求め、当社グループのリスク管理態勢の整備・充実につとめる。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

①取締役会は、業務の円滑かつ適切な運用をはかるべく、当社の機構、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定める。

②執行役は、取締役会において定めた経営の基本方針、職務分掌に基づき業務執行を行う。

③執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ①当社は、子会社から必要な報告を受けること等により当社グループの経営管理を行い、当社グループ全体における業務の適法性及び適切性を確保するほか、業務の効率性を確保し、当社グループ全体としての健全経営を堅持しつつ事業目的の達成をはかる。
- ②当社グループは、経営方針を策定するとともに、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び適切なリスク管理につとめることとする。
- ③内部監査部門は、当社グループの業務運営全般に関し適法性及び適切性の検証を行い、代表執行役社長、担当執行役及び監査委員会に報告する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の執行役からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないように、執行役は配慮しなければならないほか、当該使用人の人事異動、人事評価については監査委員会の同意を要することとするなどにより、その独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(8) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

- ①当社グループにかかる重要事項について適切に対処できるよう、当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査委員会に対して報告すべき事項を定める。

②監査委員は、その職務遂行のために必要と判断したときは、いつでも当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役または使用人、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者に報告を求めることができることとする。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした懲戒、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いをしない。

(10) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会または監査委員が監査を実施するため、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他外部専門家を任用する場合または調査等の事務を委託する場合等に要する費用については、監査委員会または監査委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。

(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と内部監査部門とが連携し、内部監査部門は内部監査計画を策定のうえ監査委員会に報告するとともに、内部監査結果についても監査委員会に報告することとする。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

該当事項はありません。

第7期末 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	365,322	預金	5,071,110
コールローン及び買入手形	1,644	譲渡性預金	197,379
買入金銭債権	7,727	債券貸借取引受入担保金	2,473
商品有価証券	4,164	借入金	232,546
有価証券	1,207,938	外国為替	365
貸出金	4,150,466	その他負債	49,169
外国為替	5,837	役員賞与引当金	54
その他資産	23,938	役員退職慰労引当金	262
有形固定資産	24,291	睡眠預金払戻損失引当金	803
建物	7,074	偶発損失引当金	495
土地	12,831	ポイント引当金	115
リース資産	18	繰延税金負債	5,774
建設仮勘定	1,025	支払承諾	16,566
その他の有形固定資産	3,341	負債の部合計	5,577,117
無形固定資産	85,754	純資産の部	
ソフトウェア	3,037	資本金	117,495
のれん	82,182	資本剰余金	29,025
その他の無形固定資産	534	利益剰余金	94,474
退職給付に係る資産	13,884	株主資本合計	240,994
繰延税金資産	604	その他有価証券評価差額金	44,704
支払承諾見返	16,566	繰延ヘッジ損益	△650
貸倒引当金	△43,901	退職給付に係る調整累計額	2,072
		その他の包括利益累計額合計	46,126
		純資産の部合計	287,121
資産の部合計	5,864,239	負債及び純資産の部合計	5,864,239

第7期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		96,723
資金運用収益	70,861	
貸出金利息	57,010	
有価証券利息配当金	13,118	
コールローン利息及び買入手形利息	331	
預け金利息	275	
その他の受入利息	125	
役務取引等収益	21,839	
その他業務収益	1,272	
その他経常収益	2,749	
償却債権取立益	707	
株式等売却益	505	
その他の経常収益	1,536	
経常費用		75,658
資金調達費用	4,882	
預金利息	2,308	
譲渡性預金利息	206	
コールマネー利息及び売渡手形利息	77	
債券貸借取引支払利息	69	
借入金利息	1,924	
その他の支払利息	296	
役務取引等費用	6,056	
その他業務費用	144	
営業経費	56,636	
その他経常費用	7,939	
貸倒引当金繰入額	4,097	
貸出金償却	2,304	
株式等売却損	871	
株式等償却	43	
貸出金売却損	184	
その他の経常費用	438	
経常利益		21,064
特別利益		16
固定資産処分益	16	
特別損失		32
固定資産処分損	32	
税金等調整前当期純利益		21,048
法人税、住民税及び事業税	10,592	
法人税等調整額	△6,620	
法人税等合計		3,972
少数株主損益調整前当期純利益		17,076
当期純利益		17,076

第7期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	117,495	29,025	75,375	221,896
会計方針の変更による累積的影響額			4,855	4,855
会計方針の変更を反映した当期首残高	117,495	29,025	80,230	226,751
当期変動額				
剰余金の配当			△2,832	△2,832
当期純利益			17,076	17,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	14,243	14,243
当期末残高	117,495	29,025	94,474	240,994

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	20,230	△30	△960	19,239	241,135
会計方針の変更による累積的影響額					4,855
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,230	△30	△960	19,239	245,990
当期変動額					
剰余金の配当					△2,832
当期純利益					17,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,473	△619	3,032	26,887	26,887
当期変動額合計	24,473	△619	3,032	26,887	41,131
当期末残高	44,704	△650	2,072	46,126	287,121

第7期（平成27年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,410	未払金	4
有価証券	10,000	未払費用	340
前払費用	0	未払法人税等	19
未収還付法人税等	3,012	未払消費税等	27
繰延税金資産	3,062	役員賞与引当金	30
その他	1	流動負債合計	422
流動資産合計	22,486	固定負債	
固定資産		長期借入金	120,000
無形固定資産		役員退職慰労引当金	137
ソフトウェア	3	固定負債合計	120,137
無形固定資産合計	3	負債合計	120,559
投資その他の資産		純資産の部	
関係会社株式	280,000	株主資本	
長期前払費用	0	資本金	117,495
繰延税金資産	1,929	資本剰余金	
投資その他の資産合計	281,929	資本準備金	25,276
固定資産合計	281,932	その他資本剰余金	3,749
		資本剰余金合計	29,025
		利益剰余金	
		利益準備金	2,551
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	34,787
		利益剰余金合計	37,338
		株主資本合計	183,859
		純資産合計	183,859
資産合計	304,419	負債純資産合計	304,419

第7期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	15,465
関係会社受取配当金	14,745
関係会社受入手数料	720
営業費用	685
販売費及び一般管理費	685
営業利益	14,780
営業外収益	5
受取利息	2
有価証券利息	2
その他	0
営業外費用	2,774
支払利息	2,769
支払手数料	5
その他	0
経常利益	12,011
税引前当期純利益	12,011
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	△4,991
法人税等合計	△4,986
当期純利益	16,997

第7期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	117,495	25,276	3,749	29,025
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	117,495	25,276	3,749	29,025

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	2,268	20,905	23,173	169,693	169,693
当期変動額					
剰余金の配当		△2,832	△2,832	△2,832	△2,832
利益準備金の積立	283	△283	—	—	—
当期純利益		16,997	16,997	16,997	16,997
当期変動額合計	283	13,882	14,165	14,165	14,165
当期末残高	2,551	34,787	37,338	183,859	183,859

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社足利ホールディングス

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社足利ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社足利ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社足利ホールディングス

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 崎 雅 則 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 竜 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社足利ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第7期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び執行役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社足利ホールディングス 監査委員会

監査委員 甲 良 好 夫 ㊞

監査委員 板 橋 敏 雄 ㊞

監査委員 小 野 訓 啓 ㊞

(注) 監査委員甲良好夫及び板橋敏雄は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員の任期が満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数 (普通株式)
1	ふじ さわ さとし 藤 澤 智 (昭和22年5月1日生)	昭和45年 4 月 商工組合中央金庫（現株式会社商工組合中央金庫）入庫 同 浦和・大森各支店長、市場営業部長、業務推進部長等を歴任 平成12年 8 月 同 特別参与 総合企画部長 同14年 3 月 同 理事（地域分掌：東北・北関東） 同15年 8 月 同 総合資金証券本部長委嘱 同17年 5 月 商工サービス株式会社 代表取締役社長 同18年 5 月 商中コンピュータ・サービス株式会社（現株式会社商工中金情報システム） 代表取締役社長 同20年 4 月 当社 代表取締役 同20年 7 月 同 取締役兼代表執行役社長 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 同26年 6 月 当社 取締役兼代表執行役会長（現任） (担当) 代表執行役会長	2,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数 (普通株式)
2	まつ した まさ なお 松 下 正 直 (昭和32年2月8日生)	昭和54年4月 株式会社足利銀行入行 平成14年6月 同 公務金融部長 同16年8月 同 融資本部副本部長 同17年10月 同 伊勢崎支店長 同19年4月 同 真岡支店長 同21年1月 同 執行役 同24年6月 当社 執行役 経営企画部長 株式会社足利銀行 常務執行役 総合企画部長 同26年4月 当社 執行役 株式会社足利銀行 常務執行役 同26年6月 当社 取締役兼代表執行役社長（現任） 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 （現任） （担当） 代表執行役社長、指名委員（委員長）、報酬委員（委員長） （重要な兼職の状況） 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取	4,000株
3	お の くに ひろ 小 野 訓 啓 (昭和32年1月11日生)	昭和55年4月 株式会社足利銀行入行 平成14年6月 同 総合企画部副部長 同15年6月 同 大平支店長 同16年10月 同 新宿支店長 同19年10月 同 事務企画部長 同22年6月 同 執行役 次期システム推進管理室長 同23年10月 同 執行役 同24年6月 同 取締役（現任） 同25年6月 当社 取締役（現任） （担当） 監査委員 （重要な兼職の状況） 株式会社足利銀行 取締役	2,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数 (普通株式)
4	こ また まさ たか 小 又 正 高 (昭和32年1月8日生)	昭和55年4月 株式会社足利銀行入行 平成14年4月 同 野木支店長 同15年11月 同 伊勢崎支店長 同17年10月 同 宇都宮東支店長 同19年6月 同 小山支店長 同21年1月 同 営業統括部長 同22年6月 同 理事 足利支店長 同23年6月 同 執行役 県央エリア本部長 同23年10月 同 執行役 県央・日光エリア本部長 同24年6月 同 執行役 営業推進部長 同25年4月 同 執行役 埼玉エリア本部長 同26年4月 同 取締役(現任) 同26年6月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社足利銀行 取締役	2,000株
5	たか ぎ しん じろう 高 木 新二郎 (昭和10年9月6日生)	昭和38年10月 弁護士 同63年10月 裁判官(東京高裁部総括判事等) 平成12年4月 弁護士(再登録) 高木法律事務所 所長(現任) 同15年5月 株式会社産業再生機構産業再生委員長 同15年6月 中央大学法科大学院教授 同19年4月 野村證券株式会社 顧問(現任) 同20年7月 当社 取締役(現任) 同21年12月 株式会社足利銀行 取締役(現任) (担当) 指名委員、報酬委員 (重要な兼職の状況) 高木法律事務所 所長 株式会社足利銀行 取締役(社外取締役)	－ 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数 (普通株式)
6	こお ら よし お 甲 良 好 夫 (昭和16年7月26日生)	昭和39年10月 公認会計士太田哲三事務所入所 同53年 2 月 監査法人太田哲三事務所 社員 同61年 5 月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成18年 8 月 公認会計士甲良好夫事務所 所長（現任） 同19年 6 月 住友重機械工業株式会社 監査役 同20年 7 月 当社 取締役（現任） 株式会社足利銀行 取締役（現任） (担当) 監査委員（委員長） (重要な兼職の状況) 公認会計士甲良好夫事務所 所長 株式会社足利銀行 取締役（社外取締役）	1,000株
※ 7	きた むら みつ ひろ 北 村 光 弘 (昭和17年3月12日生)	昭和40年 4 月 日野自動車工業株式会社（現日野自動車株式会社）入社 同45年 6 月 株式会社横倉本店 専務取締役 同60年10月 同 取締役社長 平成12年11月 同 代表取締役会長（現任） 平成22年11月 宇都宮商工会議所 会頭（現任） 一般社団法人栃木県商工会議所連合会 会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社横倉本店 代表取締役会長	－ 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数 (普通株式)
8	ふく い しょう じ 福 井 祥 二 (昭和33年2月10日生)	昭和57年 4 月 野村證券株式会社入社 平成13年 9 月 野村ブリンシパル・ファイナンス株式会社 取締役 同16年 4 月 株式会社タンガロイ 取締役 同17年 4 月 ハウステンボス株式会社 取締役 同23年12月 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 取締役(現任) 同24年 5 月 野村證券株式会社 IBビジネス開発部 シニア・オフィサー 同25年10月 当社 取締役(現任) 株式会社足利銀行 取締役(現任) (担当) 指名委員、報酬委員 (重要な兼職の状況) 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 取締役 株式会社足利銀行 取締役(社外取締役)	1,000株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者高木新二郎、甲良好夫、北村光弘、福井祥二の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高木新二郎、甲良好夫、北村光弘、福井祥二の4氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- 高木新二郎氏は、弁護士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、高木新二郎氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
- 甲良好夫氏は、公認会計士としての専門的知見及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、甲良好夫氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
- 北村光弘氏は、一般社団法人栃木県商工会議所連合会会長を務める等、栃木県経済に精通しており、また経営者としての見識及び経験を有することから、当社の経営全般にわたり指導・助言をいただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 福井祥二氏は、金融業務に関する豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、福井祥二氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。

4. 当社は、社外取締役である高木新二郎、甲良好夫、福井祥二の3氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本株主総会において各氏が再任された場合、各氏との間で本契約を継続する予定であります。また、北村光弘氏が社外取締役に選任された場合、当社との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 高木新二郎、甲良好夫の各氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
6. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありませんが、福井祥二氏が取締役を務める野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社は、当社の大株主であります。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3 パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4 システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

イ. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

ロ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

①ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

②PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは 米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ハ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

ニ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ② EZweb ③ Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取り扱いいたします。

5 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

イ. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

ロ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

Memo

[illegible]

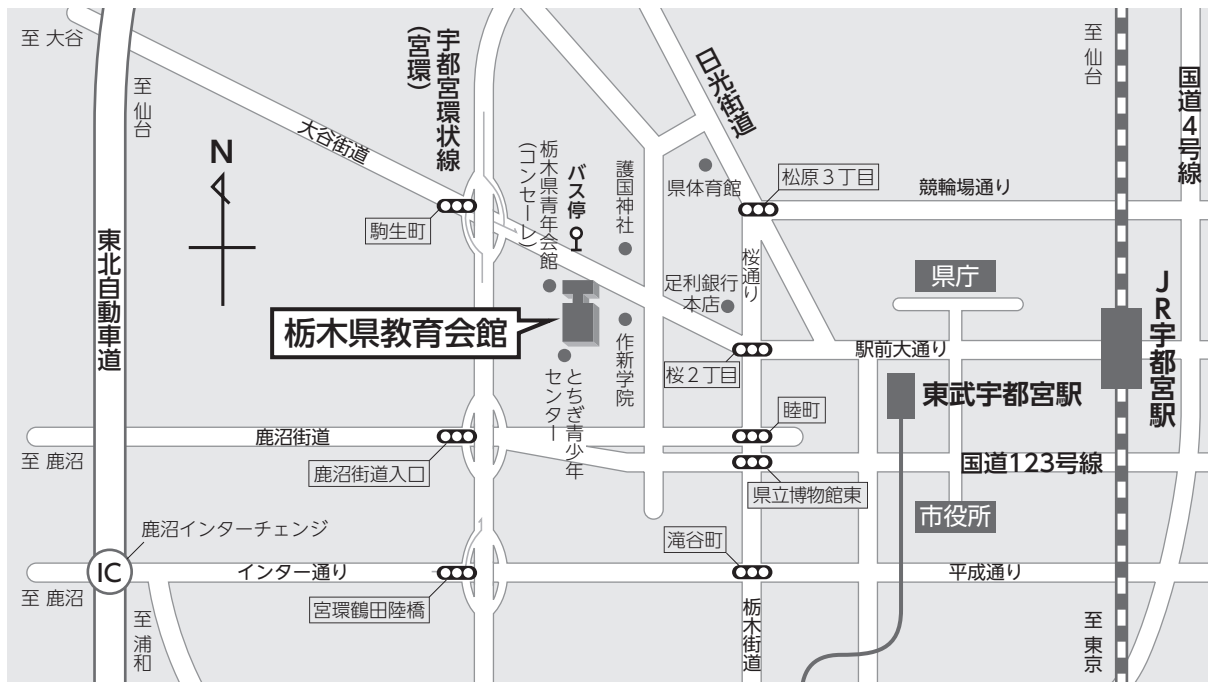
株主総会会場ご案内図

会場

栃木県教育会館 大ホール

栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号

電話：028 (621) 7177



交通アクセス

JRの場合：JR宇都宮駅から約4km 約25分

宇都宮駅（西口）
下車

バスターミナル⑥番⑦番
関東バス「作新学院・駒生」行き

東中丸バス停（会館前）
下車

東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km 約20分

東武宇都宮駅
下車

東武宇都宮駅前バス停
関東バス「作新学院・駒生」行き

東武宇都宮駅と東武宇都宮駅前バス停の間は約300m程離れています。

※ 駐車スペースが限られておりますので、
公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。